



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………(福祉保健局総務部総務課)……………四
- 准看護師試験の実施……………(福祉保健局医療政策部医療人材課)……………五
- 都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三
- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………四
- 公募による所有地の売払い……………(都)……………一五
- 市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室……………二五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六

告示

- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………六
- 正 誤……………三
- 平成二十三年九月二十一日付東京都告示第千三百五十三号……………三

●東京都告示第千四百三十七号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。
 平成二十三年十月七日
 東京都知事 石 原 慎太郎

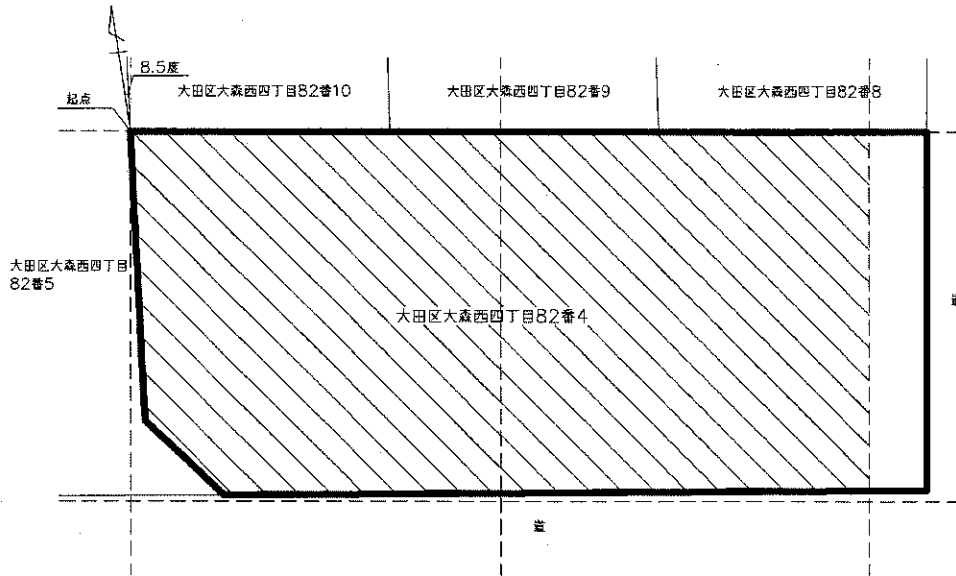
- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
 東京都計画下
 水道
 東京都公共下 削除する部分
 水道 港区港南一丁目地内
- 二 関係図書縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
 十一階北側)及び港区役所

●東京都告示第千四百三十八号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚

染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十三年十月七日
 東京都知事 石 原 慎太郎

- 一 要措置区域 別図のとおり(港区麻布十番三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 三 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【起点】
起点は、大田区大森西四丁目82番4の最北端とする。

【格子の回転角度】8.5度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 要措置区域
- 筆界
- 調査対象地
- 単位区画境界線

●東京都告示第千四百四十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

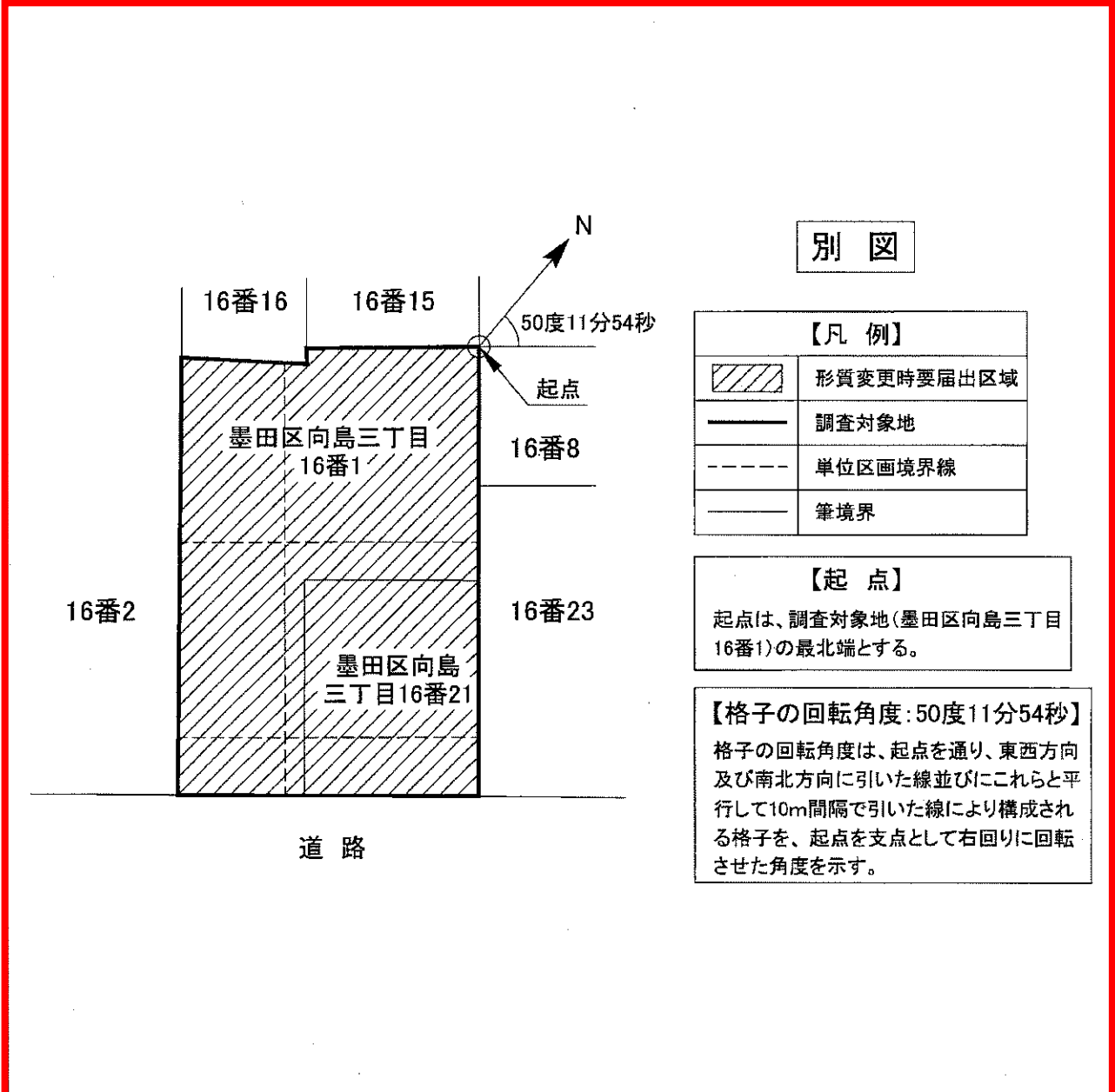
平成二十三年十月七日

東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区向島三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



別図

【凡例】	
	形質変更時要届出区域
	調査対象地
	単位区画境界線
	筆境界

【起点】
 起点は、調査対象地(墨田区向島三丁目16番1)の最北端とする。

【格子の回転角度:50度11分54秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百四十一号
 東京都統計調査条例(昭和三十二年東京都条例第十五号)第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年十月七日
 東京都知事 石原 慎太郎

一 統計調査の名称
 平成二十三年度東京都福祉保健基礎調査(都指定統計調査第四号)

二 目的
 東京都内における各世帯及び世帯員の生活実態と、「福祉のまちづくり」などに対する意識を把握することにより、東京都における福祉保健施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- (一) 家族構成
- (二) 就業の状況
- (三) 住宅の状況
- (四) 世帯の収入
- (五) 福祉のまちづくりについて
- (六) 子育てを取り巻く環境について
- (七) 障害者への支援・施策について
- (八) 地域福祉について

四 調査の対象範囲
 東京都内に居住する、住民基本台帳から無作為に抽出した六千世帯と、調査基準日現在満二十歳以上の世帯員を対象とする。